

平成 27 年 8 月 25 日

特定非営利活動法人 消費者支援ネットワークいしかわ

理事長 橋本 明夫 様

ハピライズ株式会社

管理本部 次長 石田 明



平成 27 年 8 月 18 日付貴法人からの申入書 2 に対する回答について

平素は、弊社事業にご理解を賜り、誠にありがとうございます。貴法人からいただいたお問い合わせ、規約に関するお申入れについて、下記の通り回答させていただきます。

#### 記

##### 1 規約第 7 条の「除名時に入会時費用は返還しない」について

入会時の費用は、お客様が活動ステージに立つまでに必要なデータを作成、登録管理するためにはかかる費用です。当然ながら、除名時において、お客様が活動ステージに立つまでに必要なデータを作成、登録管理するサービスは履行済みです。入会時費用は、この履行済みのサービスの対価ですから、サービスが履行済みである以上、返還致しません。

損害賠償は、契約に基づくサービスの対価とは別に、弊社に何らかの損害が生じた場合に弊社がお客様に請求するものです。規約第 7 条にいう「除名」時に、当該お客様が弊社に損害が与えた場合には、損害賠償請求ができると定められております(規約第 7 条)。この損害賠償と入会時費用は明らかに区別されており、入会時費用を返還しないことは、損害賠償の予定ではありません。

したがって、同規約には、消費者契約法第 9 条は適用されないと考えております。

##### 2 特定商取引法第 49 条 2 項について

同法第 49 条は、「役務提供事業者が第 44 条第 1 項の規定に違反して48 条第 1 項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は役務提供事業者が第 44 条第 3 項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに 48 条第 1 項の規定による特定継続的役務提供契約の解除を行わなかつた場合には、当該特定継続的役務の提供を受ける者が、当該役務提供事業者が同項の主務省令で定めるところにより同項の規定による当該特定継続的役務提供契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して 8 日を経過し

た後)においては、将来に向かつてその特定継続的役務提供契約の解除を行うことができる。」と定めたもので、同条第2項は、第1項の規定により特定継続的役務提供契約が解除されたときに、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときに関する定めです。

即ち、事業者の不実の告知や威迫行為により、クーリングオフの行使が妨げられた場合の定めです。

規約第7条の除名時において、クーリングオフの行使は問題になっておらず、クーリングオフにより契約が解除された場合でもありませんから、同法49条が適用される場面ではありません。

また、前述したように、規約第7条の除名時に返還しない入会時費用は、損害賠償の予定ではありません。その意味でも、規約第7条は、同法49条第2項に反しておりません。

なお、当然のことながら、弊社は、クーリングオフ制度につき、不実の告知や威迫行為は一切しておりませんので、念のため申し添えます。

3 上記の通り、弊社規約について、消費者契約法に違反するものではないと考えておりますが、法に照らし合わせ、弊社サービスのあり方と合わせまして、研鑽を重ねて参りたいと考えております。

弊社回答に何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上